

令和3年度からのいじめ調査の結果等について

南丹市教育委員会学校教育課

1 いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

【いじめ防止対策推進法 第2条】

2 いじめ調査の結果表の分類

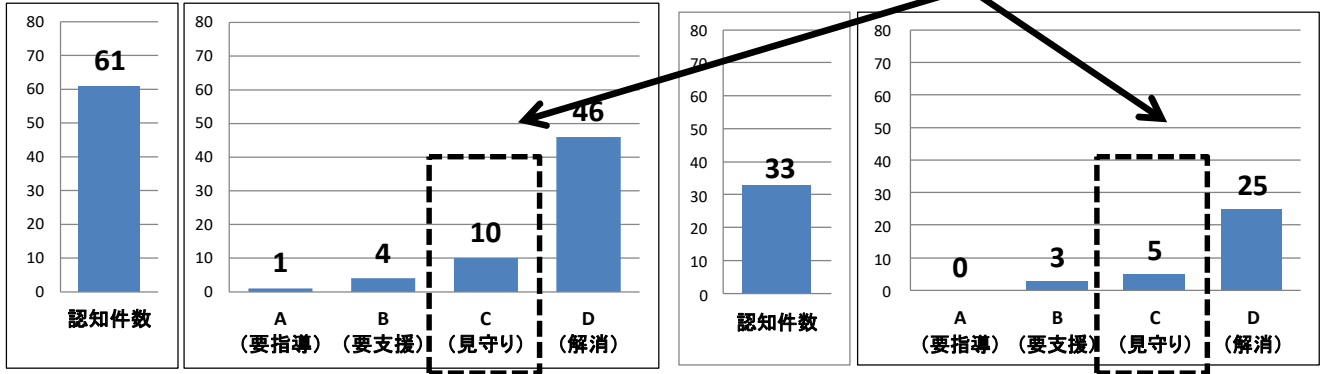
A	要指導	いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの	未 解 消	いじめに係る行為		
B	要支援	いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの		止んでいない	止んでいる	
C	見守り	いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの	解 消	ある	A	B
D	解 消	いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの		ない	C	D

※相当の期間とは、「少なくとも3ヵ月を目安」とする

3 いじめ調査の結果

【令和3年度】

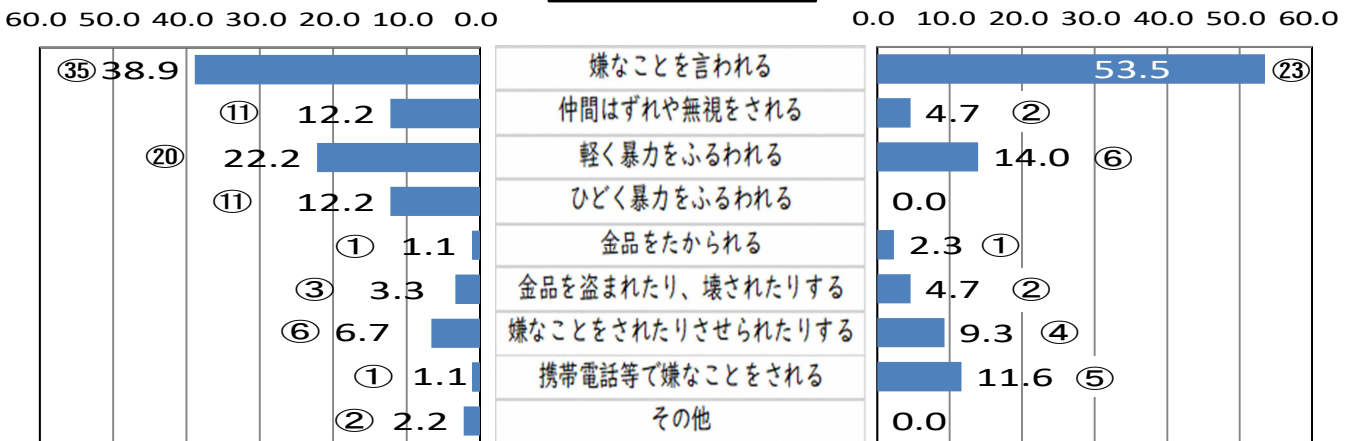
認知件数・区分



【小学校】

いじめの態様

【中学校】



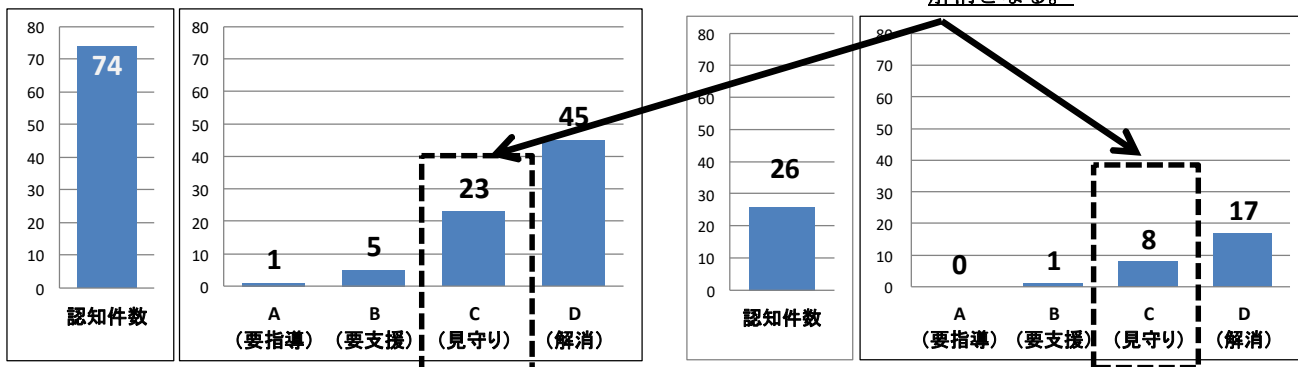
(いじめの態様に関する概要)

一番多かったものは、小学校、中学校ともに「嫌なことを言われる」で、態様の約半数を占めています。また、2番目に多いものが「軽く暴力をふるわれる」であった。小学校では3番目に「仲間はずれや無視をされる」、「ひどく暴力をふるわれる」であり、中学校では「携帯電話等で嫌なことをされる」であった。概要としては、「からかわれた」「加害者がイライラして強く叩かれた」「にらまれたように感じた」「蹴るふりをされた」「アカウントを乗っ取られなりすまされた」等であった。

【令和4年度】

認知件数・区分

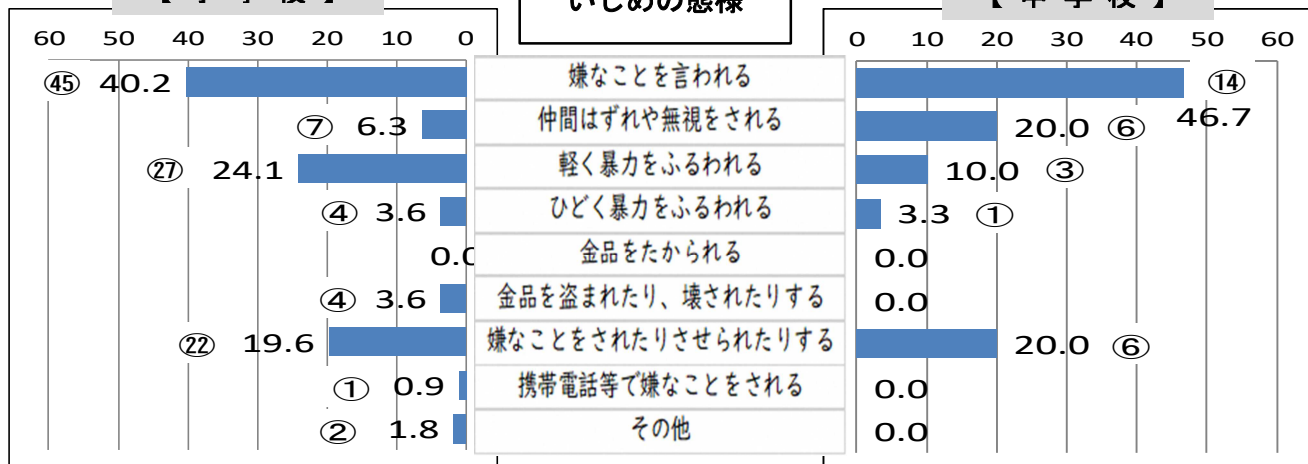
※見守り状態が3か月を経過すれば、
解消となる。



【小学校】

いじめの態様

【中学校】



(いじめの態様に関する概要)

依然として、いじめの態様で最も多いものは、小中学校ともに令和3年度と変わらず、「嫌なことを言われる」であった。また、小学校では2番目に多いのが「軽く暴力をふるわれる」で、3番目に「嫌なことをされたりさせられたりする」であった。中学校では2番目に多いのが「仲間はずれや無視される」「嫌なことをされたりさせられたりする」であった。「嫌なことをされたりさせられたりする」の概要としては、「机の物を落とされた」「服を引っ張られた」「鼻くそをつけられた」「テストの結果を勝手に勝負され、自慢してきたり、あおられたりした」「椅子を蹴られたり、筆箱を勝手に触られた」等であった。

4 令和4年度いじめ調査の追跡調査 (令和5年7月実施)

【小学校】				【中学校】			
令和4年度 いじめ調査 認知件数74件		追跡調査結果		令和4年度 いじめ調査 認知件数26件		追跡調査結果	
A (要指導)	1	A (要指導)	0	A (要指導)	0	A (要指導)	0
B (要支援)	5	B (要支援)	0	B (要支援)	1	B (要支援)	0
C (見守り)	23	C (見守り)	1	C (見守り)	8	C (見守り)	0
		D (解消)	28			D (解消)	9

5 令和5年度いじめ調査予定

	調査期間	調査内容	備考
第1回調査	7月5日(水)迄に実施	○昨年度調査の追跡調査 ○第1回目調査	市・府調査
第2回調査	12月6日(水)迄に実施	○第1回調査の追跡調査 ○第2回調査	府調査
第3回調査	2月28日(水)迄に実施	○第1回追跡・第2回調査の追跡調査 ○第3回調査 ○今年度年間調査(府を通じて国へ報告)	市調査

